

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とさせていただきます)

## 目次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定(二件)  
土地改良区の設立の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 土地改良事業の認可
- 土地収用法による事業の認定
- 教育委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第千十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第千十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フェライト診療所	鳥取市岩倉一〇二	昭和四十八年十二月一日
井崎 医 院	吉方温泉町一丁目 五六四	十三日
医療法人里仁会 北岡 病院	倉吉市明治町 一、〇三一の五	一日
乾 医 院	気高郡鹿野町鹿野 一、四〇五の一	"
松本 齒科 医 院	鳥取市上魚町四九	"
鎌沢産婦人科 医 院	米子市熊党一四二の七	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芦川 外 科 医 院	鳥取市田園町四丁目 三八七	昭和四十八年十一月十五日
上山整形外科 医 院	湖山町中道 一、一二六の七	十六日

田中 医院	倉吉市上井町 二丁目九の二	〃	十五日
堀内 診療所	鳥取市西品治新茶屋 七四九の三	〃	
岩本 診療所	西伯郡名和町御来屋 一、〇一八	〃	八日

鳥取県告示第千十七号

倉吉市下米積三二九番地坂本寿雄ほか十六人の者から設立認可申請のあつた久米土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月十四日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十八号

昭和四十八年十一月十三日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（伊勢崎地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十九号

昭和四十八年十一月十三日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（下伊勢地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十号

昭和四十八年十一月二十一日付で泊村長から申請のあつた土地改良(浜山地区農道整備事業とあわせて行う農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十一号

赤碓町長から申請のあつた町営土地改良(出上地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月十四

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十條の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

財団法人鳥取県福祉事業団

二 事業の種類

鳥取砂丘こどもの国附設児童遊園設置事業

三 起業地

1 土地

(一) 収用の部分

鳥取市浜坂字柳茶屋地内

(二) 使用の部分

なし

2 立木

(一) 収用の部分

鳥取市浜坂字柳茶屋地内

(一) 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
鳥取市役所

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十八年十二月二十一日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町、鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和四十八年度末公立学校教職員人事異動方針について  
(2) その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】